

表容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年農林水産省、厚生省、令第一号。以下「規則」という。）第四条第一号に規定する分別基準適合物の項中「一〇〇分の九七」を「二〇〇分の九六」に改め、同表規則第四条第二号に規定する分別基準適合物の項中「一〇〇分の八五」を「二〇〇分の八六」に改め、同表規則第四条第三号に規定する分別基準適合物の項中「一〇〇分の九〇」を「二〇〇分の九二」に改め、同表規則第四条第四号に規定する分別基準適合物の項中「二〇〇分の九七」を「二〇〇分の九九」に改める。

○財務省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、告示第四号
環境省

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十一条第三項の規定に基づき、再商品化義務総量（平成八年十二月大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、告示第八号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月三十一日

財務大臣 麻生 太郎
厚生労働大臣 塩崎 恭久
農林水産大臣 森山 裕
経済産業大臣 林 幹雄
環境大臣 大塚 珠代

表中

一六、四九〇
一五、三〇〇
一四、四〇〇
三、四九二
三〇、五〇〇
七五、五三七

を

一六、三二〇
一五、四八〇
一四、七二〇
三、五六四
三〇、六〇〇
七六、二三〇

に改める。

○財務省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、告示第五号
環境省

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十一条第二項第一号の規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第一号に規定する主務大臣が定める比率（平成八年十二月大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、告示第三号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月三十一日

財務大臣 麻生 太郎
厚生労働大臣 塩崎 恭久
農林水産大臣 森山 裕
経済産業大臣 林 幹雄
環境大臣 大塚 珠代

表規則第四条第四号に規定する分別基準適合物の項中「一〇〇分の八九・三三三」を「一〇〇分の八九・一一」に改め、同表規則第四条第六号に規定する分別基準適合物の項中「二〇〇分の九三・八二二」を「二〇〇分の九四・一三二」に改める。

○財務省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、告示第六号
環境省

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十一条第二項第二号イの規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号イに規定する主務大臣が定める比率（平成八年十二月大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、告示第四号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月三十一日

財務大臣 麻生 太郎
厚生労働大臣 塩崎 恭久
農林水産大臣 森山 裕
経済産業大臣 林 幹雄
環境大臣 大塚 珠代

表中

一〇〇分の五六・〇九
一〇〇分の一六・三七
一〇〇分の一・四四
一〇〇分の一・五二
一〇〇分の一・三八
一〇〇分の一・九八
一〇〇分の一・九二
一〇〇分の一・五八
一〇〇分の一・九一
一〇〇分の一・一五
一〇〇分の一・四六
一〇〇分の一・〇四
一〇〇分の一・二・五八
一〇〇分の一・二・五八
一〇〇分の一・七九・四六
一〇〇分の一・〇・二四
一〇〇分の一・二六
一〇〇分の一・四二
一〇〇分の一・八・一五
一〇〇分の一・五・八九
一〇〇分の一・三・六一

を

一〇〇分の一・五七・九一
一〇〇分の一・三・〇三
一〇〇分の一・二五・九八
一〇〇分の一・二四
一〇〇分の一・五三
一〇〇分の一・三一
一〇〇分の一・三・三四
一〇〇分の一・五・七三
一〇〇分の一・八・三八
一〇〇分の一・二六・一九
一〇〇分の一・〇・二五
一〇〇分の一・〇・一一
一〇〇分の一・五・九九
一〇〇分の一・三・〇一
一〇〇分の一・八・〇五
一〇〇分の一・〇・二七
一〇〇分の一・五八
一〇〇分の一・〇・一〇
一〇〇分の一・三九・四三
一〇〇分の一・五・四七
一〇〇分の一・二・八四

に改める。